

第三次八代市行財政改革大綱

令和4年2月
一部見直し

〈目 次〉

第1章	これまでの行財政改革の取組み	1
第2章	第三次行財政改革の基本的な考え方	5
1	継続した改革の必要性	5
2	第三次八代市行財政改革大綱の位置づけ(八代市総合計画との関係)	12
3	改革の基本方針	13
4	改革が目指すもの	14
第3章	改革の柱と改革の方策	15
改革の柱1	効率的な行政運営	15
改革の柱2	健全な財政運営	17
改革の柱3	デジタル化の推進	19
改革の柱4	市民参画の推進	21
改革の柱5	住民自治の推進	22
※	改革の体系図	23
第4章	改革の推進	24
1	大綱の期間	24
2	推進体制	24
3	実施計画の策定	24
4	進行管理及び公表	24
※	行財政改革推進体制図	25
※	用語解説	26

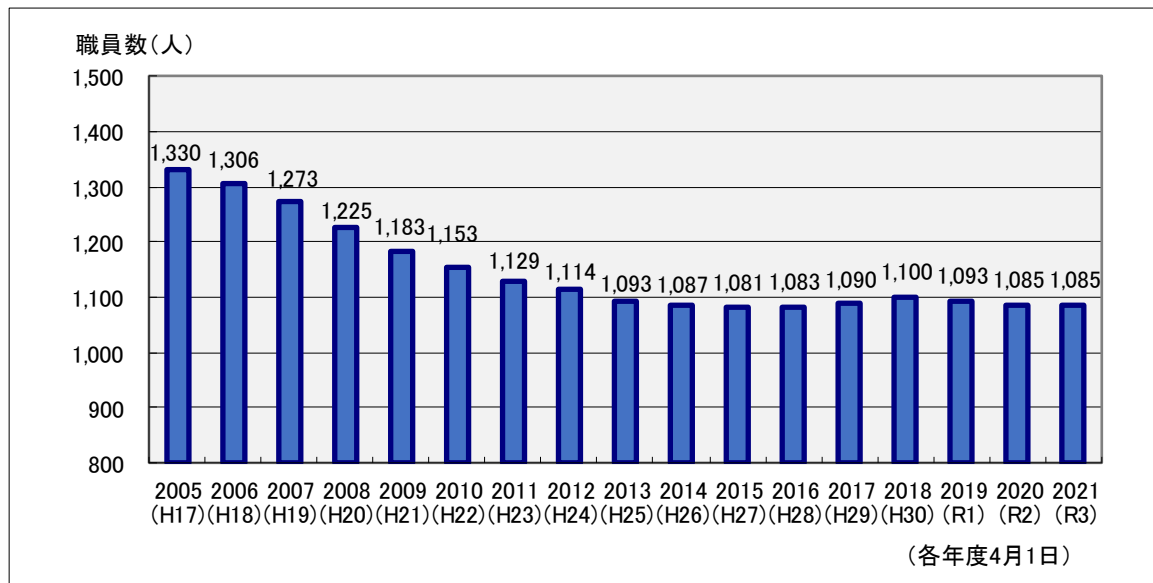
第1章 これまでの行財政改革の取り組み

本市では、2006（H18）年11月に『第一次八代市行財政改革大綱』を策定し、未利用資産の売却などによる活用促進、税等徴収率の向上、民間委託の推進、職員定員の適正化や事務事業の縮小・統廃合などに取り組んできました。

2011（H23）年4月には、『第二次八代市行財政改革大綱』を策定し、事務事業の見直し、アウトソーシングの積極的活用、ふるさと納税などの新たな収入の確保などに取り組むとともに、市民の目線を取り入れるため、情報公開の推進や住民自治の推進などに取り組んできました。

財政効果額は、第一次と第二次の行財政改革の取り組みにより、約147億円の成果を上げています。

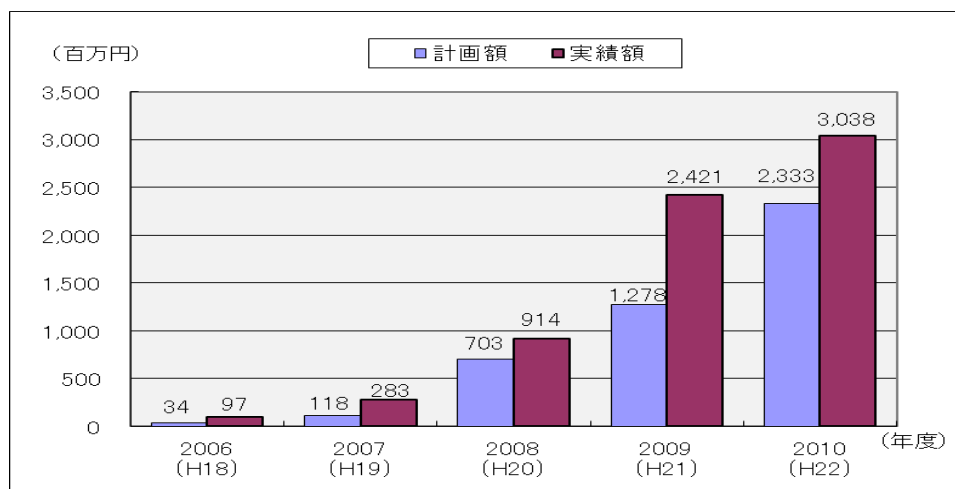
■ 職員数の推移 ■



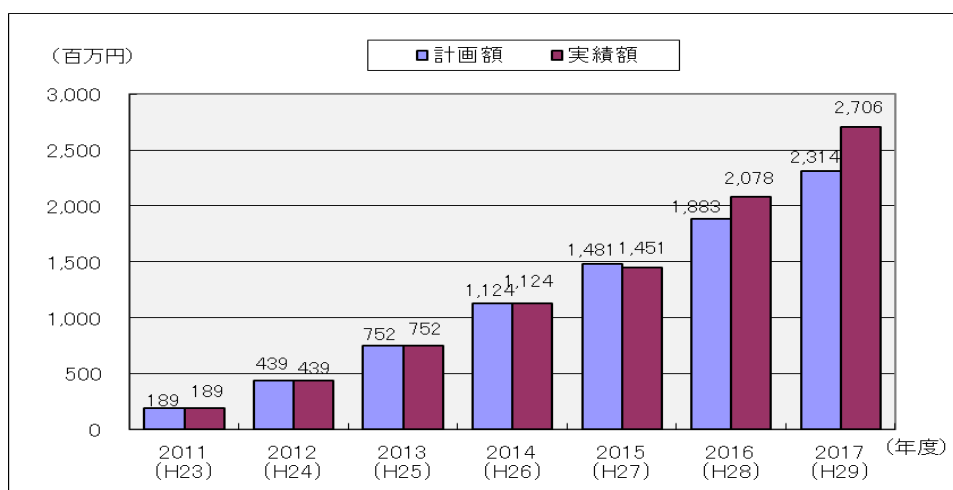
職員数については、業務の民間委託や非常勤職員などの活用、事務の効率化などを進めるとともに、重点的・戦略的な職員配置により、2010（H22）年4月1日までに1,180人以下、2015（H27）年4月1日までに1,080人以下とする目標を概ね達成しています。

■ 歳入増加効果額（累積） ■

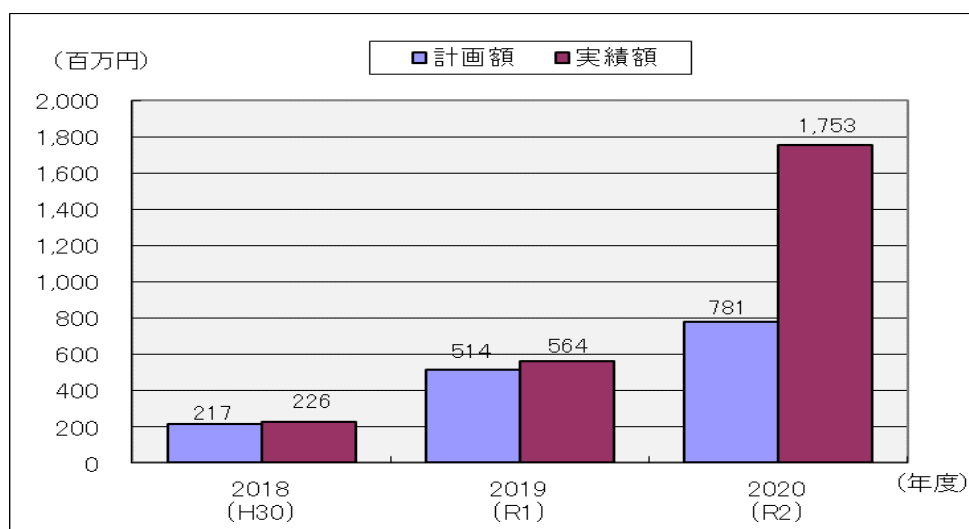
第一次行財政改革



第二次行財政改革



第三次行財政改革（中間）



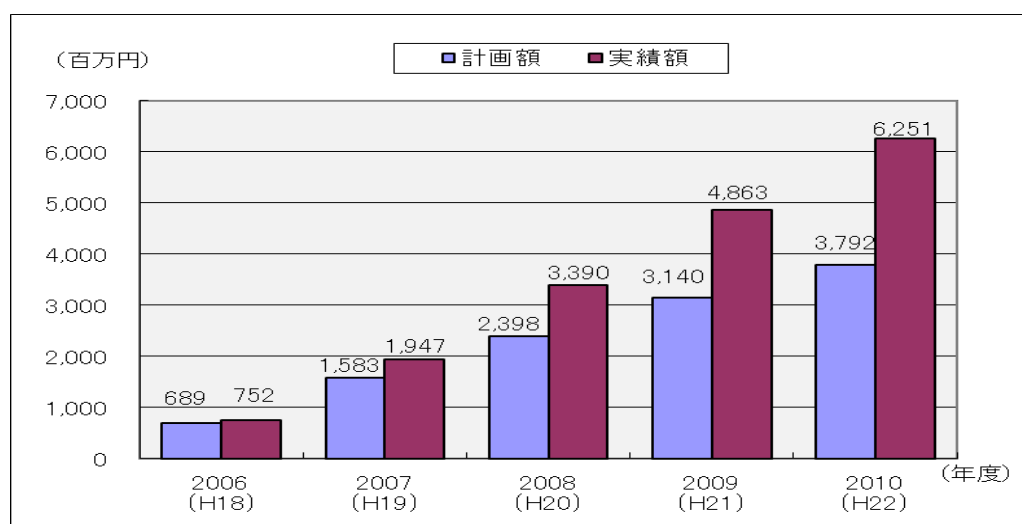
第一次行財政改革では、税などの徴収率の向上、使用料・手数料の見直し、未利用財産の売却などに取り組み、2006（H18）年度から2010（H22）年度までの累積で約30億円の歳入増加がありました。

第二次行財政改革では、自主財源の確保、市有財産の有効活用、ふるさと納税などの新たな収入の確保などに取り組み、2011（H23）年度から2017（H29）年度までの累積で約27億円の歳入増加がありました。

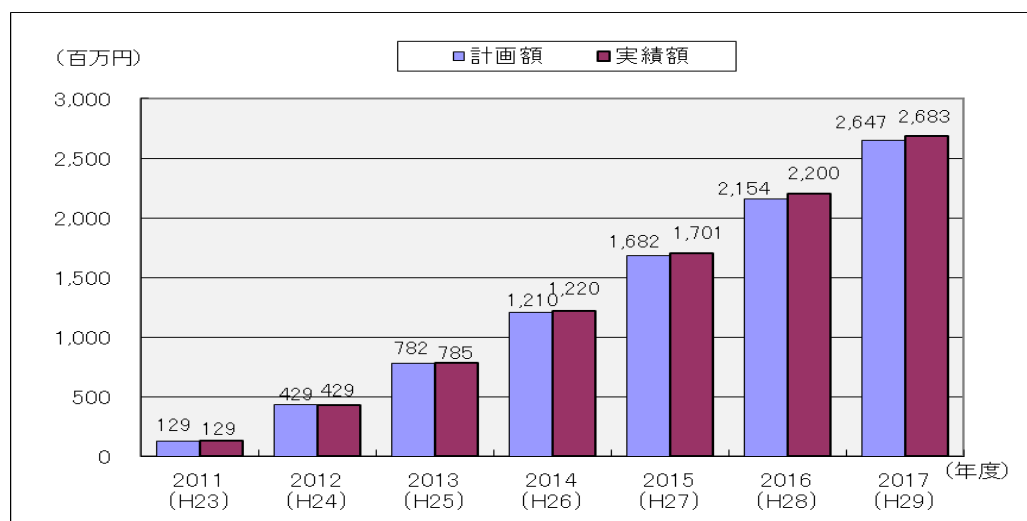
第三次行財政改革（中間）では、ふるさと納税の推進、市有財産の有効活用などに取り組み、2018（H30）年度から2020（R2）までの累計で約17億円の歳入増加がありました。

■ 歳出削減効果額（累積） ■

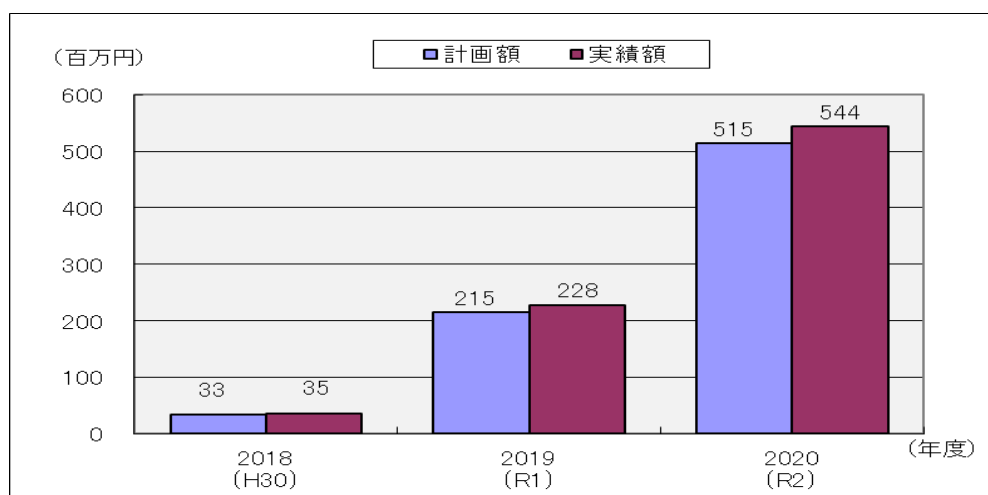
第一次行財政改革



第二次行財政改革



第三次行財政改革（中間）



第一次行財政改革では、事務事業の見直し、民間委託などの推進、職員定員の適正化などに取り組み、2006（H18）年度から 2010（H22）年度までの累積で約 62 億円の歳出削減効果がありました。

第二次行財政改革では、事務事業の見直し、アウトソーシングの積極的な活用、職員定員の適正化、歳出の見直しなどに取り組み、2011（H23）年度から 2017（H29）年度までの累積で約 26 億円の歳出削減効果がありました。

第三次行財政改革（中間）では、民営化・民間譲渡の推進、経常経費の削減などに取り組み、2018（H30）年度から 2020（R2）年度までの累計で約 5 億円の歳出削減効果がありました。

第2章 第三次行財政改革の基本的な考え方

1 継続した改革の必要性

本市の行財政改革は、第一次及び第二次の行財政改革大綱に基づく取組みにより、着実に成果を上げてきたものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少や、普通交付税の合併算定替措置の終了による段階的削減などにより、歳入の確保は厳しさを増しています。

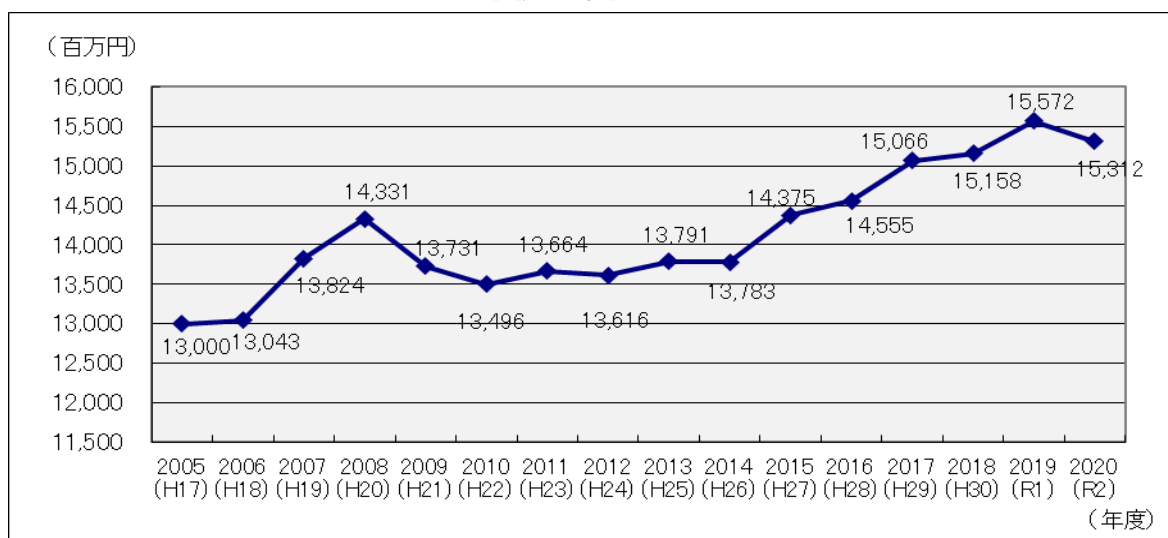
一方、歳出についても、社会保障費など恒常的に必要となる義務的経費はさらに拡大する傾向にあり、財政の硬直化が予想されます。また、公共施設の老朽化が集中する時期を迎え、維持管理に要する費用の増大が懸念されます。

さらに、建設事業については、十分な取捨選択を図ったうえで、取組みを進めていくこととし、建設事業の財源となる市債については、将来の世代に過度な負担を残さないよう、適正な借入に留意する必要があります。

こうした状況下において、坂本町の復旧・復興や新型コロナウイルスの感染症対応のほか、スマートシティの推進など、質の高い市民サービスを将来にわたって提供していくためには、事務効率化や経費削減、将来を見据えた健全な財政運営、市民との協働といった行財政改革の取組みを絶え間なく行っていく必要があります。

(1) 財政見込み

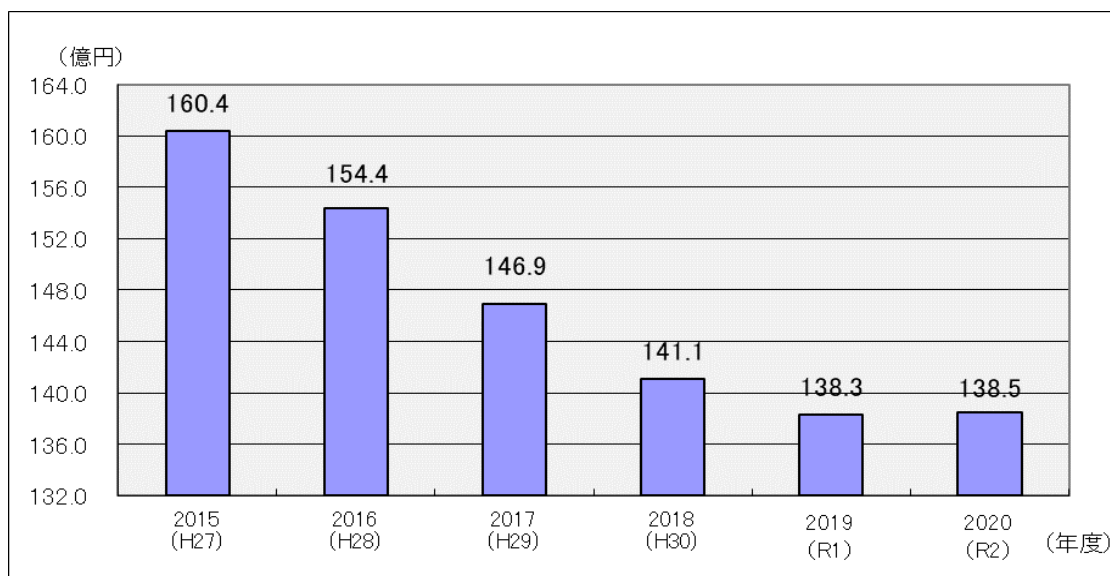
■ 市税の推移 ■



出所：市財政課

市税は 2015（H27）年度に前年度と比較して約 6 億円増加していますが、これは 2015（H27）年度に市税の約半分を占める固定資産税の税率を、市町村合併の協定に基づき改定したことが大きな要因となっています。その後、家屋の新築や償却資産の増加などにより増加していますが、2020（R2）年度に前年度と比較して約 2 億円減少しています。これは法人市民税において新型コロナウイルス感染症の影響による申告・納付期限の延長や税率改正による法人市民税の引き下げが主な要因となっています。

■ 普通交付税の推移 ■



出所：市財政課

普通交付税は、合併算定替措置の終了により、2016（H28）年度から 5 年をかけて段階的に削減され、2020（R2）年度は、2015（H27）年度ベースと比較して約 20 億円のマイナスになっています。

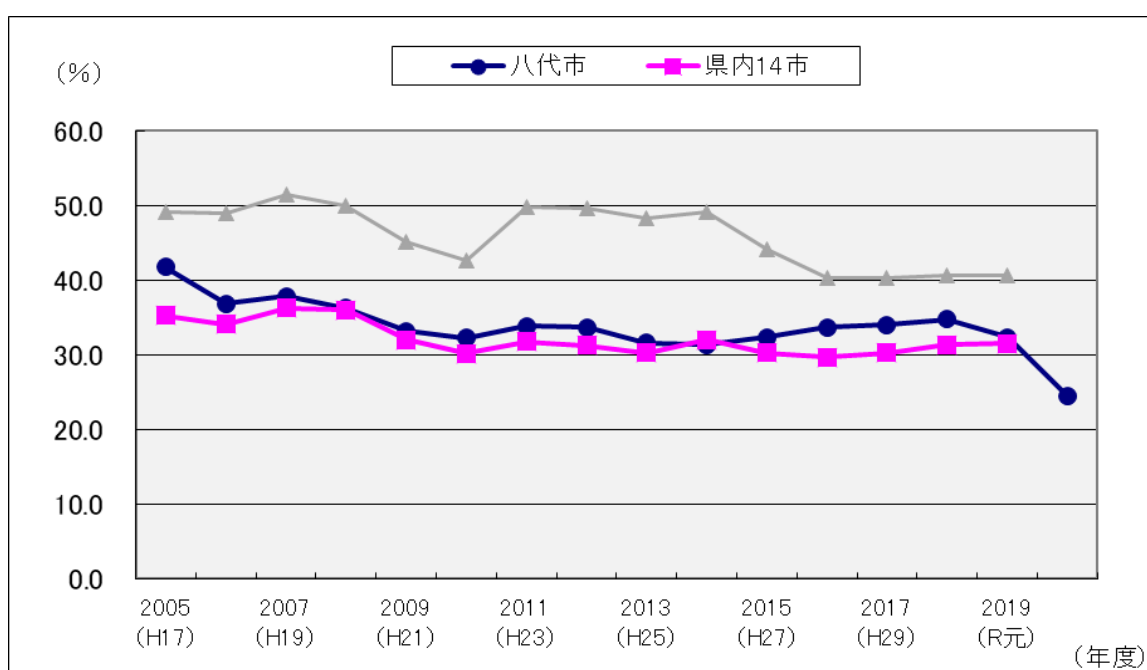
(2) 熊本県内 14 市平均値及び類似団体※平均値との比較

※類似団体：人口規模、産業構造が類似している団体。唐津市、鹿屋市、沖縄市など 21 団体。

■ 自主財源比率の推移 ■

(単位：%)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
八代市	41.8	36.9	37.9	36.3	33.2	32.3	33.9	33.7	31.6	31.4	32.4	33.7	34.0	34.8	32.4	24.5
県内14市	35.3	34.1	36.3	36.0	32.0	30.2	31.8	31.3	30.3	32.0	30.3	29.7	30.3	31.4	31.5	
類似団体	49.1	49.0	51.5	50.0	45.1	42.7	49.9	49.6	48.4	49.1	44.1	40.3	40.3	40.7	40.6	



出所：市財政課

自主財源比率は、市税や使用料・手数料など自治体が自らの責任において、自主的に収納できる財源（自主財源）の、歳入全体に占める割合をいいます。この数値が高いほど財政の自主性が確保されます。

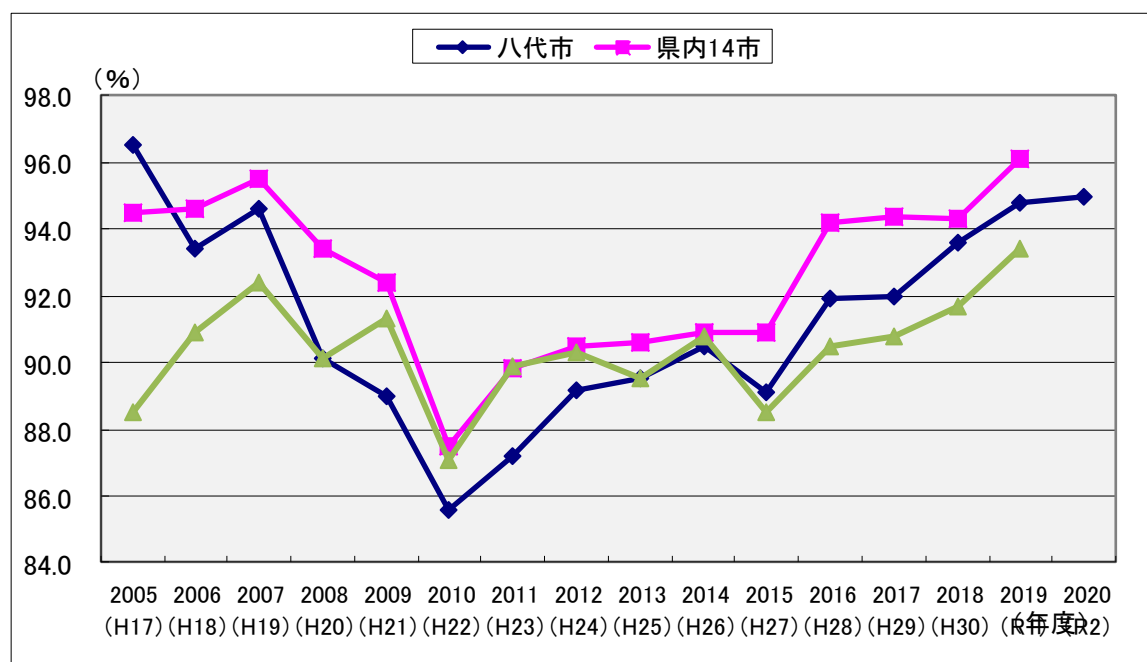
2019 (R1) 年度時点における本市の自主財源比率は、前年度と比較して 2.4 ポイント減少し、類似団体の平均値を下回っています。また、2020 (R2) 年度は、前年度と比較して 7.9 ポイント減少していますが、これは、令和 2 年 7 月豪雨や、新型コロナウイルス感染症対策等の影響による臨時的なものとなっています。

自主財源比率について、本市は、財政構造から見ると、国や県の施策に大きく左右されるといった課題があることから、今後も税収の増加を図るための施策を展開するとともに、適正な使用料・受益者負担金の精査などを行い、自主財源のさらなる確保に努める必要があります。

■ 経常収支比率の推移 ■

(単位：%)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
八代市	96.5	93.4	94.6	90.1	89.0	85.6	87.2	89.2	89.5	90.5	89.1	91.9	92.0	93.6	94.8	95.0
県内14市	94.5	94.6	95.5	93.4	92.4	87.5	89.8	90.5	90.6	90.9	90.9	94.2	94.4	94.3	96.1	
類似団体	88.5	90.9	92.4	90.1	91.3	87.1	89.9	90.3	89.5	90.8	88.5	90.5	90.8	91.7	93.4	



出所：市財政課

経常収支比率は、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標です。市税などの経常的な一般財源収入に占める、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費の割合を示すものであることから、経常収支比率が低いほど、新たな行政需要の変化に対応できる財政構造の弾力があるといえます。2016 (H28) 年度以降、増加していますが、これは、普通交付税の段階的削減によるものです。

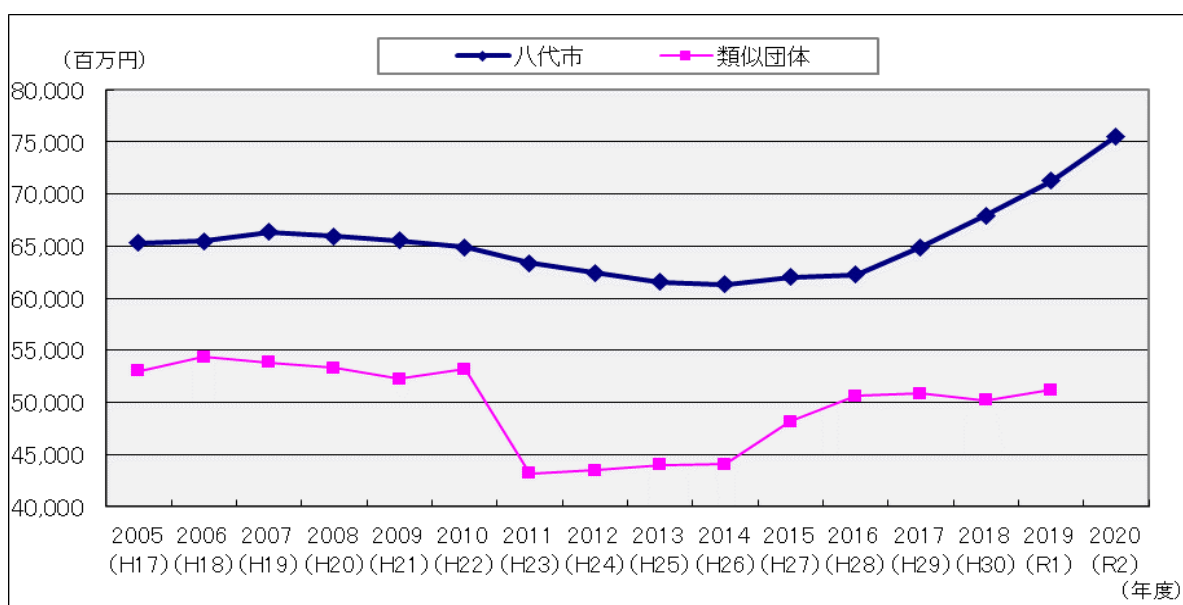
2019 (R1) 年度時点における本市の経常収支比率は、前年度と比較して 1.2 ポイント増加し、類似団体の平均値より高くなっています。

経常収支比率について、本市は、公共施設等総合管理計画による施設の統廃合や長寿命化を実施し、経常経費の削減を図るとともに、市税や使用料などの経常的な一般財源を確保することで、経常収支比率が悪化しないように努める必要があります。

■ 市債残高の推移 ■

(単位：百万円)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
八代市	65,332	65,472	66,345	65,941	65,562	64,871	63,375	62,410	61,541	61,335	62,033	62,288	64,894	67,927	71,248	75,515
類似団体	53,011	54,391	53,812	53,302	52,236	53,209	43,180	43,477	44,016	44,094	48,179	50,626	50,846	50,190	51,209	



出所：市財政課

※市債残高については、県内14市の場合、各々財政規模に大きなばらつきがあることから、類似団体の平均値との比較のみ掲載しています。

市債は、施設の建設や道路整備などの財源のために借り入れる借金で、これまで新八代駅周辺などの道路整備事業や、学校施設の改築や改修及び耐震化などに活用してきました。整備する道路・施設は将来にわたって利用しますので、資金を借入れ、その返済を将来の世代にわたって負担するようにしています。将来の世代に過度な負担を残さないよう、借入は適正に管理していく必要があります。

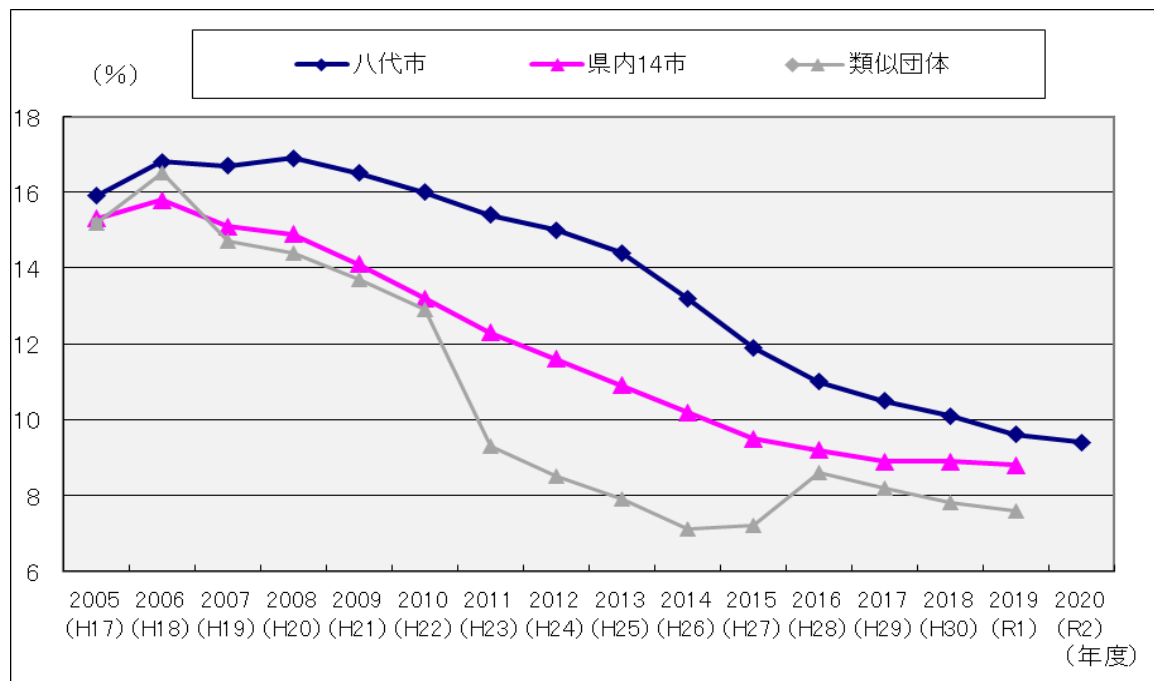
2019 (R1) 年度時点における市債残高は、前年度と比較して約33億円増加しており、類似団体の平均値より高くなっています。

市債残高について、本市は、建設事業の適正な取捨選択を行い、今後も計画的な市債の発行に努める必要があります。

■ 実質公債費比率の推移 ■

(単位：％)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
八代市	15.9	16.8	16.7	16.9	16.5	16	15.4	15	14.4	13.2	11.9	11.0	10.5	10.1	9.6	9.4
県内14市	15.3	15.8	15.1	14.9	14.1	13.2	12.3	11.6	10.9	10.2	9.5	9.2	8.9	8.9	8.8	
類似団体	15.2	16.5	14.7	14.4	13.7	12.9	9.3	8.5	7.9	7.1	7.2	8.6	8.2	7.8	7.6	



出所：市財政課

実質公債費比率は、借入金（市債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを数値化し、資金繰りの程度を表す指標です。地方公共団体の一般会計などが負担する元利償還金（※1）及び準元利償還金（※2）の標準財政規模（※3）に対する比率の過去3年間の平均値であるため、実質公債費比率が低いほど、返済額から見た資金繰りが健全であるといえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率（※4）の1つで、早期健全化基準（※5）を25%、財政再生基準（※6）を35%としています。また、市債の発行については、18%を超えた場合、国の許可が必要になります。

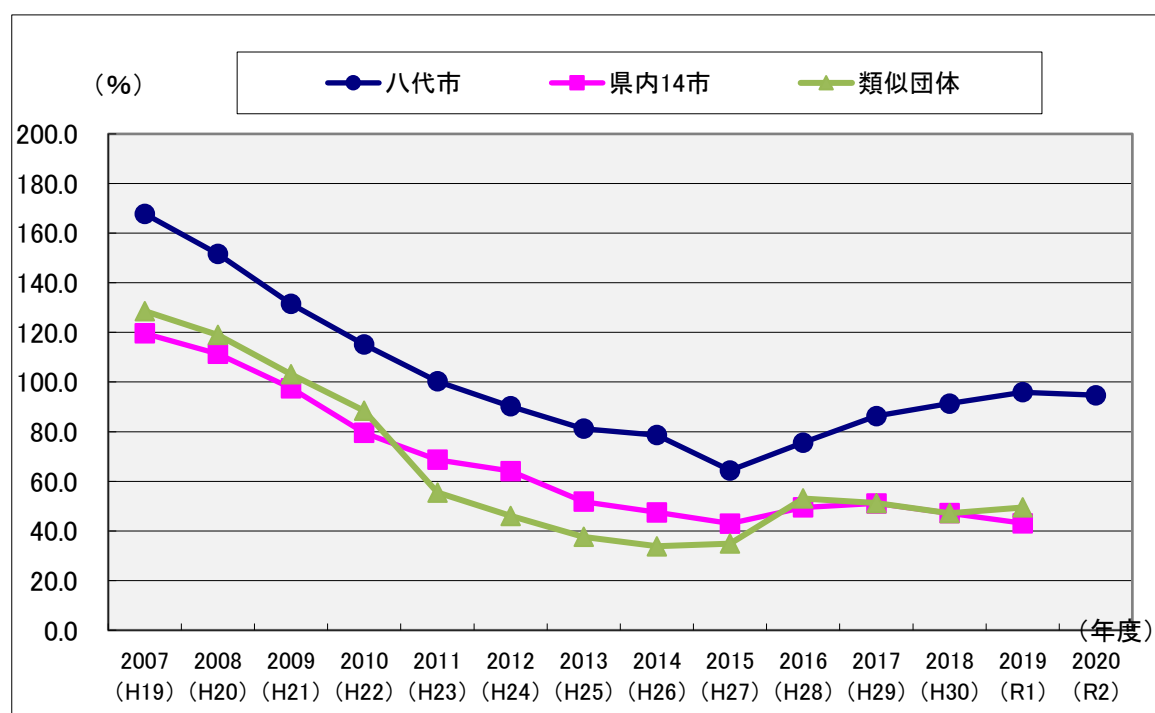
2019（R1）年度時点における本市の実質公債費比率は、前年度と比較して0.5ポイント減少し、改善が図られていますが、類似団体及び県内14市の平均値より高くなっています。

実質公債費比率については、年々減少傾向にありますが、今後も、市債の抑制を図りながら、新規に発行する場合も、地方交付税算入の高いものを優先するなど、実質公債費比率が悪化しないように努める必要があります。

■ 将来負担比率の推移 ■

(単位：%)

	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
八代市	167.8	151.6	131.5	115.1	100.3	90.2	81.2	78.6	64.4	75.6	86.3	91.3	95.9	94.7
県内14市	119.6	111.4	97.5	79.5	68.7	64.1	51.8	47.5	43.0	49.5	51.1	47.2	43.1	
類似団体	128.6	119.0	103.1	88.4	55.5	46.1	37.6	33.8	34.9	53.1	51.2	47.2	49.5	



出所：市財政課

将来負担比率は、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であることから、将来負担比率が低いほど、負債額から見た資金繰りが健全であるといえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の1つで、早期健全化基準は350%とされています。

2019 (R1) 年度時点における本市の将来負担比率は、前年度から4.6ポイント増加し、類似団体の数値及び県内14市の平均より高くなっています。

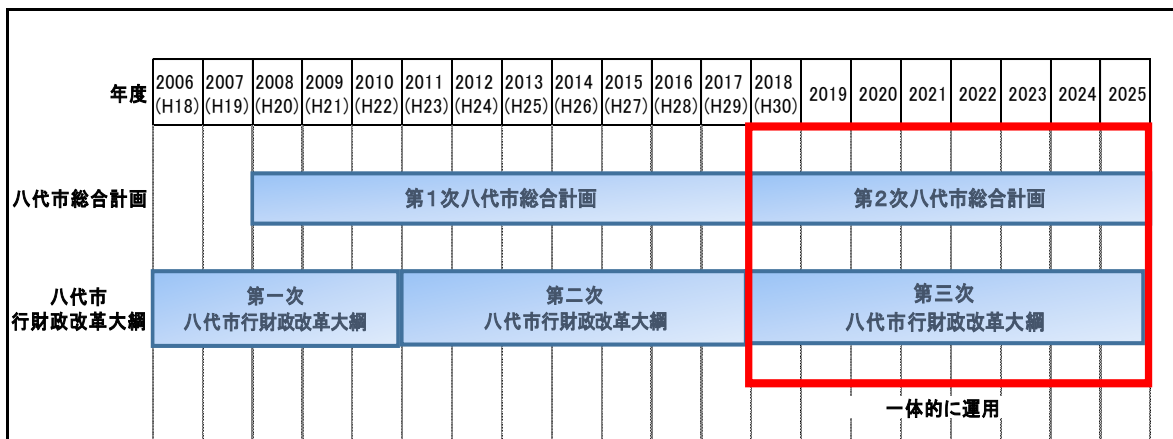
将来負担比率について、本市は、市債の発行にあたっては、地方交付税措置が大きい市債の活用を優先し、将来負担比率が極端に悪化しないように努める必要があります。

2 第三次八代市行財政改革大綱の位置づけ（八代市総合計画との関係）

「八代市総合計画」は、市政の基本的な方向性を示す指針となる最上位の計画です。一方、「八代市行財政改革大綱」は、まちづくりの基本である「八代市総合計画」の推進を下支えするための取組みであり、行財政基盤の強化や市民サービスの維持・向上に向けて、そのあり方を社会情勢に応じて変革しながら、今後も絶え間ない取組みを行っていく必要があります。

また、新たな大綱を定めるに当たり、これまで以上にまちづくりに資する行財政改革の位置づけをより明確にすることが求められます。このことから、従来は「八代市総合計画」と別に策定していた「八代市行財政改革大綱」を、「第2次八代市総合計画」における「計画推進の方策」と位置づけ、一体的に運用することで、従来にも増して効果的な行財政改革に取り組みます。

■ 八代市総合計画と八代市行財政改革大綱の関係 ■



3 改革の基本方針

基本方針

市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して

本市では、より効率的で、持続可能な行政運営を行うため、市政のあり方に対する改革の指針を示した「八代市行財政改革大綱」を、2006（H18）年11月から2度わたって策定し、それに沿った行財政改革に取り組んできました。

2006（H18）年度から2010（H22）年度を計画期間とする第一次行財政改革では、「行政経営」と「市民協働」を基本方針に、市町村合併効果を最大限に引き出すため、経費の節減や職員数の適正化など「量的改革」に重点を置いて行財政改革に取り組みました。

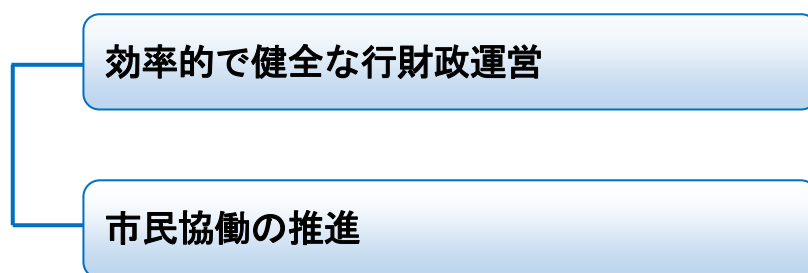
続いて、2011（H23）年度から2017（H29）年度までを計画期間とする第二次行財政改革では、「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』」を基本方針として、第一次行財政改革で推進した「量的改革」に取り組みつつ、限りある行政資源（予算、人材、資産）をいかに効率的に活用するかという「質的改革」にも重点を置き、また、市民の目線を取り入れながら住民自治の推進に取り組み、行財政改革を進めてきました。

現在、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行が著しく、これに伴う社会保障費の増加、合併算定替終了による普通交付税の減少などにより、今後、厳しい財政運営が予想されます。

このような中、第三次行財政改革では、これまでの行財政改革の取組みである「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して進めていく必要があります。これまで以上に予算・人材・資産といった行政資源をより効率的・効果的に活用するためには、近年、発展が著しい情報通信技術や統計データ等を積極的に活用した改革が不可欠と考えます。併せて、これまで取組みを進めてきた住民自治の推進に加え、市民の参画を進めていく必要があります。

「第2次八代市総合計画」で掲げる本市の将来像の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを進め、市民満足度の高い市民サービスを次世代に対しても継続して提供できるよう、市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して改革を進めます。

4 改革が目指すもの



(1) 効率的で健全な行財政運営

(行政運営、財政運営、情報化)

今後、ますます増加・多様化する行政需要を的確に把握し、効率的で健全な行財政運営を行うには、常に公益性や必要性、緊急性などを把握するとともに、時代のニーズに応じた事務事業や組織の見直しを図り、限られた行政資源（予算、人材、資産）を効率的に配分しなければなりません。

そのため、行政評価などのP D C Aサイクル (※7)、民間活力の活用、歳入確保と経費削減をこれまで以上に進めるとともに、情報通信技術(※8)を最大限に活用して、市民サービスの向上・充実と行政のスリム化、健全で持続可能な財政運営を図ります。

(2) 市民協働の推進

(市民参画、住民自治)

加速する分権型社会において、地方自治体の自主性と自立性をさらに高める必要があります。行政と市民が重要なパートナーとして相互に連携して、協働のまちづくりをこれまで以上に進めることが必要となります。

そのため、行政情報の発信と広聴機会を拡大することで、市民と行政との情報共有化を図り、市民参画を促します。

また、地域の自立を牽引する「地域協議会」を引き続き支援するとともに、N P Oやボランティア団体など民間団体への支援・環境づくりを進めます。

第3章 改革の柱と改革の方策

5つの改革の柱と、13の改革の方策を設定し、具体的な取組みを進めます。

改革の柱 1

効率的な行政運営

[改革の方策]

【効率的な行政運営】

- ①市民サービスの充実
- ②人材の育成と活躍推進
- ③経営力・組織力の強化
- ④民間活力の活用

① 市民サービスの充実

総合窓口の設置や情報通信技術の活用などにより、各種手続の簡素化、迅速化による利便性の向上や待ち時間の短縮など、顧客満足度を高めるための取組みを行うとともに、市民にやさしく、わかりやすい窓口づくりを進めます。

また、行政評価結果を有効に活用し、成果重視の視点からのチェックに基づくPDCAサイクルをとおして、事務事業の見直しや事務の改善につなげ、市民サービスの向上に向けた取組みを行います。

【主な取組み項目】

- ・窓口サービスの充実
- ・行政評価結果の有効活用

② 人材の育成と活躍推進

多様化する行政課題に対応するには、職員の業務に対する意欲と潜在能力を引き出すことが重要となります。そのため、職員の適性や能力、さらには業務上の成果などを的確に把握し、さらなる人材の育成を図るため、人事評価制度の充実に取り組めます。

また、女性職員をはじめすべての職員の活躍を進めるため、職員研修などを充実させ、さらなる意識改革と能力開発を行います。

【主な取組み項目】

- ・人事評価制度の充実
- ・職員研修等の充実

③ 経営力・組織力の強化

市長をトップとする戦略的な行政運営を図るために、さらなるトップマネジメント機能の強化に取り組みます。

一層の経営効率の向上を図るため、部内における弾力的な予算配分の検討や、流動的な職員体制の推進に取り組み、部の機能・役割の強化を目指します。

また、行政評価により、事務事業の成果や効率性を検証し、予算や人材などの最適配分に活用します。

さらに、市民に分かりやすい簡素で効率的な行政組織の確立を目指すとともに、市のトップマネジメントのサポートや、新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織の構築を進めます。

【主な取り組み項目】

- ・ トップマネジメント機能の強化
- ・ 部の機能・役割の強化
- ・ 行政評価による行政資源の適正配分
- ・ 行政課題に対応できる組織の構築

④ 民間活力の活用

効率的かつ効果的な行政事務の執行や、行政資源の重点的な配分を図るため、地域経済の活性化、地元での新たな雇用の確保などにも留意しながら、積極的に民間のノウハウの導入を進めます。

【主な取り組み項目】

- ・ アウトソーシングの推進

[改革の方策]

【健全な財政運営】

- ①歳入の確保
- ②経費の削減
- ③ファシリティマネジメントの推進

① 歳入の確保

歳入については、特に自主財源の確保が重要な課題です。市税や使用料などの適正な賦課を進めつつ、効果的な徴収・回収を図ります。また、ふるさと納税や広告事業なども引き続き進め、自主財源の確保に努めます。

受益者負担については、市民負担の適正化の観点から、受益者負担の原則に基づき、減免制度や定期的な料金体系の見直しを図ります。

【主な取組み項目】

- ・適正な賦課の推進
- ・徴収・回収の強化
- ・債権 (※9) 管理の適正化
- ・新たな財源の確保
- ・受益者負担の適正化

② 経費の削減

市民ニーズに対応し、最小の経費で最大の効果を出すため、行政評価を活用し、真に必要なと思われる事業の取捨・選択など事業の見直しを図り、限られた財源の適正な配分に努めます。併せて、無駄を省き、事務の効率化を図ることで、経常経費の削減を目指します。

補助金・負担金については、必要性や有効性を検証し、整理・合理化を図ります。

市債については、将来世代に過度な負担をかけないように、市債の抑制に努めます。

【主な取組み項目】

- ・事業の見直し
- ・経常経費の削減
- ・補助金・負担金の適正化
- ・市債の抑制

③ ファシリティマネジメント（※10）の推進

公共施設の老朽化による将来予想される施設更新費用の圧迫に対応するため、「八代市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の新たな整備を抑制するとともに、既存施設については、今後の必要性などについて検討を行ったうえで、廃止・統合・継続など適正な見直しを行います。また、継続とした公共施設は、長寿命化を図り、施設の更新費用の抑制に努めます。

公共施設の維持管理については、民間による施設管理のノウハウを積極的に導入します。また、複数の施設の保守・点検などを一括で契約し、業務の効率化並びに施設の保守予防を行う包括管理委託業務に取り組むなど、先進事例の研究を進め、効率的な管理運営を目指します。

本市が保有している土地や建物などについては、地域の活性化につながるような、有効な活用を進めるとともに、未利用の土地などについては、積極的に売却するなどの財産の利活用を図ります。

【主な取り組み項目】

- ・ 公共施設の縮減又は長寿命化
- ・ 公共施設の効率的な管理運営
- ・ 市有財産の有効活用

[改革の方策]

【デジタル化の推進】

- ① デジタル技術の活用
- ② 情報セキュリティ対策の徹底

① デジタル技術の活用

情報通信技術をはじめとする先端技術を活用し、防災情報などの行政情報を迅速かつ確実に届ける仕組みを整えるとともに、いつでもどこでもオンライン(※11)によって各種証明書の申請等ができる「デジタル市役所」を構築し、市民サービスの向上を図ります。併せて、今後のデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利活用を推進します。

また、市役所の人的資源を政策立案や直接的な市民との細やかなコミュニケーションなど行政が本来注力すべき業務に振り向けるため、定型的な業務については、B P R (※12) (業務プロセスの見直し) を実施したうえで、A I (※13) ・ R P A (※14) の導入・活用を進めます。加えて、クラウド(※15)活用を原則とした情報システムの全国標準化・共通化に向けて取り組むとともに、通信の無線化や仮想技術などの情報通信技術を積極的に活用し、各種システムの管理コストの削減、システムの利便性向上及び業務の効率化を図ります。

さらに、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワーク(※16)やオンライン会議を推進することで、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方の実現と、非常時における業務継続性を確保します。

【主な取組み項目】

- ・ デジタル技術を活用した情報発信力の強化
- ・ 行政手続きのオンライン化の拡充
- ・ 情報システムの標準化・共通化・最適化
- ・ マイナンバーカードの普及及び利活用の促進
- ・ B P R の推進
- ・ A I ・ R P A の利用促進
- ・ テレワークとオンライン会議の推進

② 情報セキュリティ対策の徹底

情報通信技術やデータを安全に利用するため、「八代市情報セキュリティポリシー」、「八代市個人情報保護条例」に基づく適切な情報システムの運用、及び個人情報をはじめ市の情報資産の漏洩や破壊が無いよう適正に管理する体制を整えます。

また、情報通信技術の進展や社会情勢の変化に対応するため、「八代市情報セキュリティポリシー」を適宜見直すとともに、遵守を徹底し、信頼性の確保を図ります。

【主な取組み項目】

- ・ 個人情報の適正管理
- ・ 情報セキュリティポリシー (※17) 遵守の徹底

[改革の方策]

【市民参画の推進】

- ① 行政情報の発信や提供
- ② 広聴機会の多様化

① 行政情報の発信や提供

市民と行政がパートナーとして相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めるため、市政に関する必要な行政情報を積極的に、わかりやすく発信します。

また、市報、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどあらゆる情報手段を活用して、行政と市民との双方向の情報共有化を図ります。

併せて、市民の知る権利を保障する情報公開や会議の公開に不断に取り組むことで、行政の説明責任と行政運営の透明性を確保します。とくに、人口などの統計情報、観光や子育ての情報など市民ニーズや社会的ニーズが高いと想定される有用な情報・データについては、地域の課題解決につなげるため、積極的な公開と市民サービスへの利活用を推進します。

【主な取組み項目】

- ・ 行政情報の発信と共有
- ・ 情報・会議の公開
- ・ オープンデータ (※18) の推進

② 広聴機会の多様化

市民の市政への関心を高め、市民と行政との協働意識を向上させるために、市政懇談会やパブリックコメントなど、広聴機会の充実に努めます。

【主な取組み項目】

- ・ 広聴手段の充実

[改革の方策]

【住民自治の推進】

- ①コミュニティ活動の活性化
- ②市民活動の推進体制及び環境づくり

① コミュニティ活動の活性化

地域が今まで以上に自治力を高め、防犯・防災や環境衛生といった地域課題に対し、自助・共助の考え方をふまえ、地域が主体となって解決するためには、「地域協議会」の運営力強化を図ることが不可欠です。そのため、さまざまな地域課題や社会的課題の解決に向けた取組みに対し、財政的・人的支援の拡充を図ります。

【主な取組み項目】

- ・地域協議会の運営支援

② 市民活動の推進体制及び環境づくり

NPOやボランティア団体などの市民活動団体の立ち上げ及び運営などに関して、きめ細かな相談体制の構築に努めるとともに、先駆的な取組み事例の情報提供などにより、市民や市民活動団体が活動しやすい環境づくりを進めます。

併せて、地域課題について、市民活動団体の豊かな発想を活かし、市民活動団体と行政との協働による解決を図るため、市民・行政の双方向から提案する協働事業を進めます。

【主な取組み項目】

- ・NPOやボランティア団体などの支援
- ・市民提案型協働事業及び行政提案型協働事業の推進

改革の体系図

基本方針：市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して



第4章 改革の推進

1 大綱の期間

第三次八代市行財政改革大綱の計画期間は、2018（H30）年4月から2026年3月までの8年間とします。

2 推進体制

市長を本部長とする八代市行財政改革推進本部を中心として全庁的体制で取り組みます。また、各部門（現場）での取組みを確実なものにするため、行財政改革推進責任者と行財政改革推進員を置き、職員の改革意識と当事者意識のもと、職員が自主的・主体的に行財政改革に参加する体制とします。

3 実施計画の策定

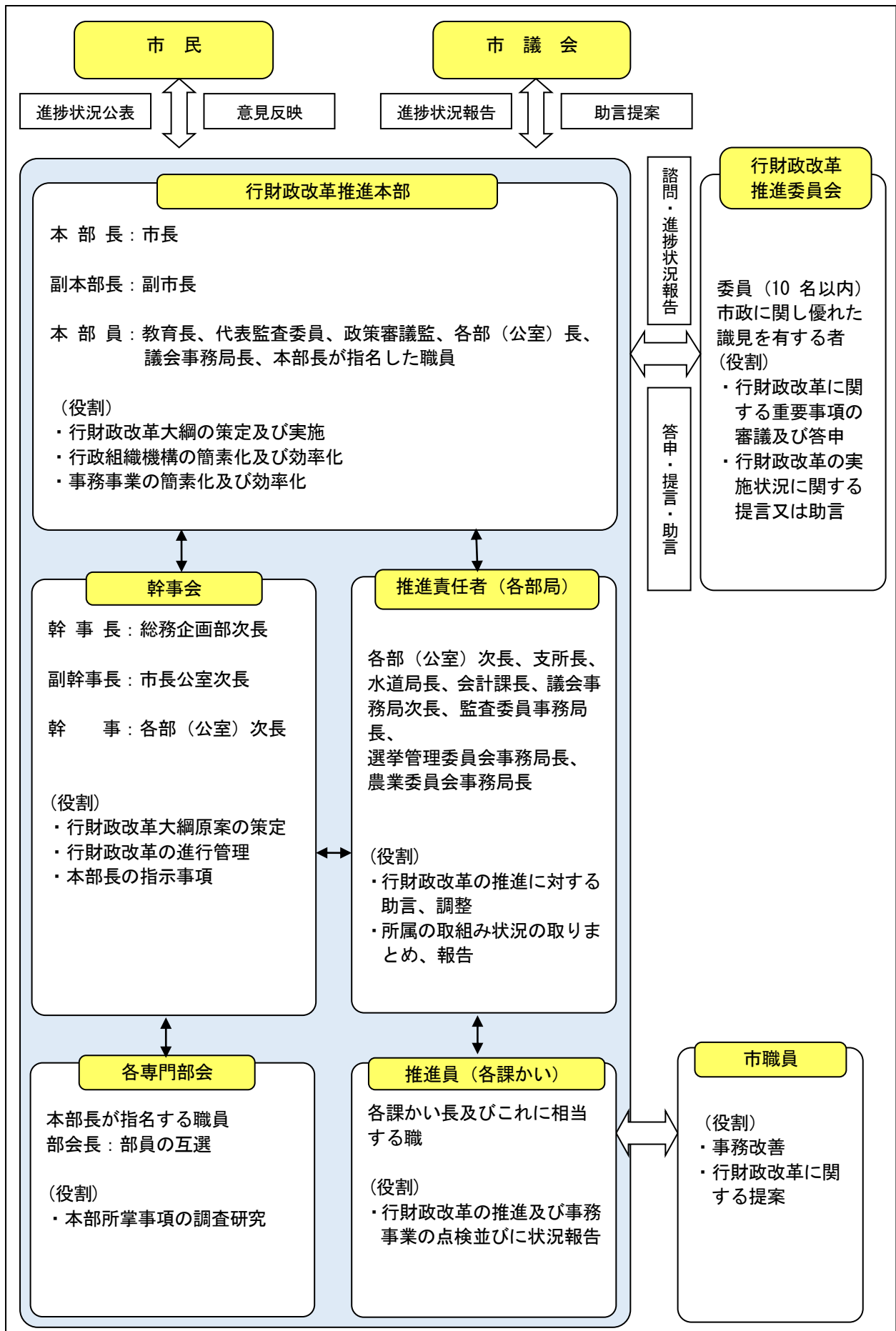
実施計画は、重点的に実施する項目について取りまとめ、進捗を管理します。

4 進行管理及び公表

第三次行財政改革を着実に進めるため、市長を本部長とする八代市行財政改革推進本部において、定期的に進行管理を行います。

なお、進行管理結果については、積極的に市民に公表するとともに、市議会などに報告し、ご意見をいただきながら行財政改革を進めていきます。

行財政改革推進体制図



用語解説

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※1	P 1 0	元利償還金	借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のことで、地方債（特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金）の償還金（返済金）のこと。
※2	P 1 0	準元利償還金	地方債の元利償還金に準ずるもの。
※3	P 1 0	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額などに普通交付税を加算した額。
※4	P 1 0	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率のこと。 比率ごとに、基準が定められ、その基準をもとに健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分される。早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなどにより、財政健全化を図ることになる。
※5	P 1 0	早期健全化基準	財政運営上の黄信号。この基準が一つでも当てはまると、健全化計画の策定や外部監査が義務づけられる。
※6	P 1 0	財政再生基準	財政運営上の赤信号。健全化計画の策定や外部監査が義務づけられ地方債の発行も制限される。
※7	P 1 4	PDCAサイクル	Plan(計画) → Do(事業の実施) → Check(評価) → Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、市民志向の視点から成果などを評価し、次の計画に結びつけること。
※8	P 1 4	情報通信技術	情報処理及び情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※9	P 1 7	債権	金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利のこと（地方自治法第 240 条第 1 項に規定）。
※10	P 1 8	ファシリティマネジメント	企業・団体などが保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
※11	P 1 9	オンライン	コンピュータなどの機器がネットワークに接続された状態。
※12	P 1 9	B P R	「Business Process Re-engineering」の略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるように設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。
※13	P 1 9	A I	「Artificial Intelligence」の略。「人工知能」と訳される。コンピューターが人間のよう過去の事例から学習・分析し、それらをもとに推測する機能を有するもの。
※14	P 1 9	R P A	「Robotics Process Automation」の略。普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
※15	P 1 9	クラウド	大規模なインフラやソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組み。
※16	P 1 9	テレワーク	「ICT を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方」のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）等様々な働き方の総称。
※17	P 2 0	情報セキュリティポリシー	本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。
※18	P 2 1	オープンデータ	政府や地方公共団体などの行政機関が、統計・行政などのデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めた二次利用可能な利用ルールで公開する取組み。